○山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

平成3年3月19日山形県条例第31号

改正

平成5年3月26日条例第21号

山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例をここに公布する。 山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第40条第1項及び第3項の規 定により、県が港湾管理者である港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関し必要な事項を定 めるものとする。

(規制構築物)

- 第2条 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、次の各号に掲げる分区の区分に応じ、当該各号に定める構築物以外の構築物(知事が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めて許可した構築物を除く。)とする。
 - (1) 商港区 別表第1に掲げる構築物
 - (2) 工業港区 別表第2に掲げる構築物
 - (3) 漁港区 別表第3に掲げる構築物
 - (4) 保安港区 別表第4に掲げる構築物
 - (5) マリーナ港区 別表第5に掲げる構築物
 - (6) 修景厚生港区 別表第6に掲げる構築物

(分区の指定に伴う措置)

第3条 法第39条第1項の規定による分区の指定があった際現に当該分区の区域内において建設中又は改築中の構築物は、当該分区の指定があった際現に存する構築物とみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

- 第5条 法第40条第1項の規定に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附則

この条例は、平成3年5月1日から施行する。

附 則(平成5年3月26日条例第21号)

この条例は、平成5年5月1日から施行する。

別表第1

- (1) 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。)
- (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他知事が指定する 事業を行う者の事務所及びその附帯施設
- (3) 旅館、ホテル並びに飲食店営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年 法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものを除く。)及び知事が指定する物品販 売業の用に供する店舗並びにこれらの附帯施設(以下「旅館等」という。)
- (4) 知事が指定する官公署の事務所及びその附帯施設(以下「官公署の事務所」という。)

別表第2

- (1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設
- (2) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業の用に供する工場及びその附帯施設
- (3) 前号の工場の労務者のための休泊所、食堂、売店及び診療所
- (4) 官公署の事務所

別表第3

- (1) 法第2条第5項第2号、第4号、第5号及び第9号から第10号の2までに掲げる港湾施設
- (2) 漁船のためのけい留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設
- (3) 漁船の修理施設、造船施設及びその附帯施設
- (4) 魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設
- (5) 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設
- (6) 製氷工場及び冷凍工場その他の水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設
- (7) 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設
- (8) 漁船乗組員及び漁業関係労務者のための休泊所、食堂、売店及び診療所
- (9) 漁業を営む者その他知事が指定する団体の事務所及びその附帯施設
- (10) 官公署の事務所

別表第4

- (1) 法第2条第5項第2号から第6号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設
- (2) 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設
- (3) 消火施設その他の危険防止施設
- (4) 給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所及びその附帯施設
- (5) 官公署の事務所

別表第5

- (1) 法第2条第5項第2号から第5号まで及び第7号から第10号の2までに掲げる港湾施設 (廃棄物 処理施設にあっては、当該廃棄物処理施設が所在するマリーナ港区において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。)
- (2) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶(以下「スポーツ用船舶」という。)のための用具倉庫及び船舶上架施設
- (3) スポーツ用船舶の利用者のための集会所その他知事が指定する福利厚生施設
- (4) 旅館等
- (5) 官公署の事務所

別表第6

- (1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第8号の2及び第9号の2から第10号の2までに掲げる 港湾施設(廃棄物処理施設にあっては、当該廃棄物処理施設が所在する修景厚生港区において発生す る廃棄物を処理するためのものに限る。)
- (2) 図書館、博物館、水族館、展示場、公会堂及び展望施設
- (3) 休泊所、食堂、売店その他知事が指定する便益施設
- (4) 官公署の事務所